

佐賀県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
唐津市相知町山崎	山崎（三八四・〇二七）	山崎川一（三八四・〇四八）	急傾斜地の崩壊 土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）